

審 第 3 7 8 1 号
答 申 第 3 4 3 号
令和6年11月18日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年10月24日付け〇〇児第〇〇号－〇〇による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第305号

令和4年9月8日付けで審査請求人から提起された、令和4年8月18日付け
〇〇児第〇〇号－〇〇で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁
決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和4年8月18日付け〇〇児第〇〇号ー〇〇で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- （1）実施機関が本件決定で特定した個人情報以外に、相談受付票、子ども虐待相談・通告受付票、緊急度アセスメントシート、リスクアセスメントシート、初期調査報告票、児童福祉司意見、心理診断票、医学診断票及び【定例・臨時】援助方針会議録に記録された個人情報の開示決定等を行うべきである。
- （2）実施機関が行ったその他の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和4年7月8日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日まで、〇〇児童相談所で扱っている、私（〇〇）と〇〇の情報がわかる全て。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、令和4年7月22日付け〇〇児第〇〇号で開示決定等の期間を延長した。
- （3）実施機関は、本件開示請求に対し、経過記録（以下「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- （4）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4年9月8日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （5）実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和4年10月24日付け〇〇児第〇〇号ー〇〇で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定のうち不開示としたすべての処分又は一部の処分を取り消す

裁決を求める。

イ 本件審査請求の理由

(ア) 不開示箇所が過剰に多い

本件決定にて部分開示された情報は不開示箇所が過剰に多く、審査請求人は適切な開示とは納得しえないものである。よって千葉県情報公開審査会に諮問を求める。

(イ) 示された「開示しない理由」は不当である

条例第17条第2号イによって開示されるべき情報（審査請求人が話した内容等）が開示されていない。

開示しない理由に「情報が開示されることにより、今後、事務の目的にそった成果が得られず、又、事務の適正な執行が阻害され、もしくはその可能性があるおそれがある。」とあるが、理由の根拠が無く、対応する法の条文や適用基準も示されていない。

(ウ) 示された「開示しない理由」に該当しない箇所も不開示となっている

開示しない理由に「特定の個人が識別できる情報が含まれる」とあるが、該当しない箇所も非開示となっている。

(エ) 第三者評価にて情報提供等は適切に行われていないと評価されている

〇〇児童相談所は、〇〇年度一時保護第三者評価において、〇〇となっており、一般から見て〇〇児童相談所は適切な情報把握、情報提供をしていない事実がある。当然、本件決定にて部分開示となった内容も適切とは全く言えない。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 後記4(1)「弁明の主旨」について

審査請求人は、本件審査請求を棄却するとの裁決は不当であると主張する。

前提として、条例の目的は第一条に記載のある通り、「県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県政に対する信頼の確保に資すること」にある。

しかし、残念ながら〇〇児童相談所は県民の個人情報を私物化し、法的な根拠に基づかない秘匿をしている疑いがあり、間違った内容が記載されていても県民は訂正を請求することが出来ず、児相による条例の運用がその目的に反したものの、即ち個人の権利利益を侵害するものであると主張する。

本件の当該開示情報における過剰な黒塗りは、児相が個人情報保護法

を運用するにあたっては個人の権利利益の保護を図る目的ではなく、児相が自身にとって都合の悪い箇所を隠蔽する目的である懸念が払拭できず、県政に対する信頼を損なう対応であると言わざるをえない。よって県は信頼回復のためにも公正な審査が速やかに執り行われるよう裁決を求める。

イ 後記４（２）イ（ア）「個人情報の特定について」について

否。〇〇児童相談所の認識は誤りである。

情報開示請求書に記載の通り、本件審査請求人個人の記録だけではなく、法定代理人保護者として子（〇〇）（以下「本件児童」という。）の個人情報の開示も求めている。

ウ 後記４（２）イ（イ）「不開示部分及びその理由について」について認めない。

条例１７条第２号、条例第１７条第６号ハに該当するとあるが、審査請求人からはその真偽を確認する手段は千葉県情報公開審査会に諮問を求める他なく、県民の権利に配慮せず、あまつさえ訴えを退け本件棄却を求める〇〇児童相談所の態度はそれこそ県政に対する信頼の確保とは真逆なものである。

もし個人の権利利益を害するおそれがあるのであれば、その仮定される詳細な内容を提示するべきである。

なお、既に審査請求人は〇〇児童相談所の対応（審査請求人は行政手続法第３５条に基き不利益処分に対し文書での説明回答を求めても、〇〇児童相談所は無視を続け誠実な対応がなされていない。また、合理的な説明が無く〇〇親子の面会制限を行っているなど）により個人の権利利益を害されている。個人の権利を害しておきながら「個人の権利を害するおそれがある」との矛盾に対して、合理的な説明を求める。

業務の遂行に支障をきたすおそれとあるが、その仮定される詳細な内容を提示するべきである。

なお、〇〇児童相談所は業務の目的や見通しを審査請求人に示しておらず、審査請求人は〇〇児童相談所に対し、行政手続法３５条に基き行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に書面での説明を求めているが、１０月２４日現在、〇〇児童相談所から書面での回答がなされていない。

〇〇児童相談所の業務とは一体何か。一体何に支障をきたすというのか。〇〇児童相談所は矛盾のない詳細な説明をすべきである。

エ 後記４（３）「弁明の内容」アについて

認めない。

ここに至っては適正かどうかは〇〇児童相談所が決めることではない。

〇〇年度一時保護第三者評価にて〇〇児童相談所は〇〇と既に評価を下されている。

県情報公開審査会に適正な諮問を求める。

オ 後記４（３）「弁明の内容」イについて

認めない。

「審査請求人がそのような情報がある根拠や具体的な該当箇所は不明」とあるが、面談で話した内容が記載されておらず、もし話してもない内容が記載されているのであれば公文書偽造となる。

「業務の遂行に支障をきたすおそれ」の基準が示されていない。

どのような場合にどのような支障があるのか全く不明瞭で、条例の目的に反する恣意的な運用でしかない。

第三者評価にて〇〇児童相談所に不名誉な結果が出ているにもかかわらずそれを顧みる仕組みが不在であれば、それは県の組織運営の失敗と言わざるをえない。

カ 後記４（３）「弁明の内容」ウについて

認めない。

もし〇〇児童相談所の主張が正当であるならば〇〇児童相談所は「審査請求を棄却するとの裁決を求める」必要はない。県情報公開審査会の諮問を受けるべきである。〇〇児童相談所の主張には矛盾がある。

キ 後記４（３）「弁明の内容」エについて

認めない。

本件は「〇〇児童相談所が個人情報を正しく取り扱っていない事柄」についての審査請求である。

「〇〇児童相談所が個人情報を正しく扱っていないとする既知の客観的情報」は本件に直接関係がある。

〇〇児童相談所は第三者評価を活用し、己の運営方針を顧みるべきである。

ク 結論

〇〇児童相談所は個人の知る権利を妨害し、説明責任を履行せず、正しい情報を正しく取り扱っておらず、真実を有耶無耶にし、間違った事実を捏造し押し進め、個人の利益ひいては県民全体の利益を害している。

審査請求人の本件審査請求は棄却されるべきではない。

４ 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

（１）弁明の主旨

本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。

(イ) 本件文書の内容

本件文書は、本件児童の件につき、本件児童の関係者、関係機関等とのやり取りを記録した文書である。

イ 処分の理由

(ア) 個人情報の特定について

処分庁である児童相談所の事務の処理の過程から、本件開示請求に係る個人情報が記録される行政文書としては、審査請求人と児童相談所とのやり取りを記録した経過記録が考えられる。当該行政文書に記録された個人情報については本件決定で特定している。

(イ) 不開示部分及びその理由について

本件文書中のタイトル、児童名、ケース番号、担当者、日時、記録者を除く不開示部分は条例第17条第2号、条例第17条第6号ハに該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

a これを詳述すると、本件文書には審査請求人以外の個人名及び当該個人とのやり取りの経過が記載されている。よってこれを開示することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別しうるために、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第17条第2号に該当するものである。

b また、本件文書には、本件児童についての児童相談所内での調査や相談及び会議などの内容、関係機関への照会結果や、同機関との協議内容などが詳細に記載されている。よってこれらを開示することにより、現在継続中である本件児童のケースについて、業務の遂行に支障を来すおそれがあるため、条例第17条第6号ハに該当するものである。

(3) 弁明の内容

審査請求人は審査請求の理由を4点に分けて主張しているので、以下それぞれに反論する。

ア まず、不開示箇所が過剰に多い、との主張であるが、不開示理由は前記のとおりであり、条例に基づき開示すべき範囲について適正に開示を行っている。

イ 次に、条例第17条第2号ただし書イによって開示されるべき情報がある、との主張であるが、当該条文は第三者の個人情報のうち「法令等

の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を開示対象とすべきとしている規定である。審査請求人がそのような情報があるとする根拠や具体的な該当箇所は不明であるが、仮に当該条文に該当する情報がある場合には児童相談所は開示を行っており、不開示部分については条例第17条第2号ただし書イには該当しない。

また、審査請求人は「開示しない理由に『情報が開示されることにより、今後、事務の目的にそった成果が得られず、又、事務の適正な執行が阻害され、もしくはその可能性があるおそれがある。』とあるが、理由の根拠がなく、対応する法の条文や適用基準も示されていない」と主張する。

これについては条例第17条第6号ハを根拠条文として開示決定通知書に摘示している。本件文書には、本件児童についての児童相談所内での調査や相談及び会議などの内容、関係機関への照会結果や、同機関との協議内容などが詳細に記載されている。よってこれらを開示することにより、現在継続中である本件児童のケースについて、業務の遂行に支障を来すおそれがあるため、当該部分について不開示とした。

ウ 審査請求人は「開示しない理由」に該当しない箇所も非開示となっている旨主張するが、具体的該当箇所は不明であるし、そのような主張をする根拠も不明である。児童相談所は決定通知書に摘示した理由に該当する部分を不開示としている。

エ 本件開示請求に直接関連性がないため反論しない。

以上のとおり、実施機関は法令に基づいて開示決定を行っており、審査請求人の本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定を取り消して、実施機関が本件決定で不開示とした情報を開示することを求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 実施機関は、本件開示請求の対象となる審査請求人の個人情報として、前記4(2)イ(ア)のとおり、「審査請求人と児童相談所とのやり取りを記録した経過記録が考えられる」との判断により、前記2(3)のとおり、本件文書に記録された個人情報のみを特定して本件決定を行ったと認められる。

イ しかし、条例第 15 条第 1 項により開示を請求できる情報は「自己の個人情報」であり、「個人情報」とは、条例第 2 条第 1 号イにより、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…により特定の個人を識別することができるもの」であれば該当する。

したがって、「審査請求人と児童相談所とのやり取りを記録した経過記録」以外のものであっても、実施機関が保有し、審査請求人を識別することができる情報であれば、本件開示請求の対象と解すべきである。

ウ 審査請求人は、本件開示請求とは別に、本件児童の法定代理人として本件児童の自己情報開示請求を行っているところ、当該開示請求に対する決定では、経過記録以外の行政文書に記録された個人情報も開示請求の対象として特定されている。

これらの行政文書について審議会が見分したところ、これらの行政文書は本件児童に関して作成又は取得されたものであるものの、相談受付票、子ども虐待相談・通告受付票、緊急度アセスメントシート、リスクアセスメントシート、初期調査報告票、児童福祉司意見、心理診断票、医学診断票及び【定例・臨時】援助方針会議録には、審査請求人の個人情報も記録されていた。

したがって、これらの行政文書についても、本件開示請求の対象と特定した上で、別途、開示決定等を行うべきである。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書は、本件児童との面接や記録者の観察による本件児童の様子・所見、関係機関等とのやり取り等を記録した経過記録であると認められる。

実施機関は、本件文書で不開示とした情報について、条例第 17 条第 2 号及び第 6 号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

イ 審議会で見分したところ、本件文書で不開示とされた部分の中には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものが記載されていると認められる。

当該情報は、条例第 17 条第 2 号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないから、同号の不開示理由に該当し、不開示が相当である。

よって、当該情報を条例第 17 条第 2 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ウ また、本件文書で不開示とされた部分の中には、児童相談所と関係機関等とのやり取りの内容に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の

情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

エ さらに、本件文書で不開示とされた部分には、前記イ及びウの情報のほか、本件開示請求事案につき職員が行った評価等に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年10月26日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和4年11月24日	反論書の写しの受理
令和6年 4月23日	審議（令和6年度第1回第1部会）
令和6年 5月28日	審議（令和6年度第2回第1部会）
令和6年 6月25日	審議（令和6年度第3回第1部会）
令和6年 7月23日	審議（令和6年度第4回第1部会）
令和6年 9月24日	審議（令和6年度第5回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会